

## 柏崎市就学援助事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第19条の規定に基づき、経済的な理由により就学困難と認められる小学校若しくは中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の児童生徒（法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。以下同じ。）又は就学予定者（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者をいう。以下同じ。）の保護者に対し、小学校及び中学校で必要となる学用品費等の費用の援助を行い、義務教育を円滑に実施することを目的とする。

(対象者)

第2条 就学援助を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、次条に規定する認定基準に該当する者とする。

- (1) 柏崎市に住所を有し、柏崎市立の小学校若しくは中学校に在学している児童生徒又は就学予定者の保護者
- (2) 柏崎市に住所を有し、前号に掲げる学校以外の小学校、中学校若しくは中等教育学校の前期課程に在学している児童生徒又は就学予定者の保護者
- (3) 柏崎市以外に住所を有し、柏崎市立小学校又は中学校に在学している児童生徒の保護者。ただし、東日本大震災により被災し、就学困難になった者は、除く。
- (4) 東日本大震災により被災し、就学困難になった柏崎市立小学校若しくは中学校に在学している児童生徒又は就学予定者の保護者
- (5) 東日本大震災により被災し、就学困難になった前号に掲げる学校以外の小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程に在学している児童生徒の保護者

(認定基準)

第3条 認定基準は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者
  - ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
  - イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく世帯全員の市町村民税の非課税
  - ウ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
  - エ 地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免
  - オ 地方税法第367条に基づく固定資産税の減免
  - カ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予
  - キ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に基づく児童扶養手当の支給
- (3) 世帯全員の前年所得の合計額が特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額等早見表に示す基準額（生活扶助、教育扶助、住宅扶助）を用いて算定した額の1.3倍以下の者

- (4) その他生活状態が極めて悪く、教育委員会が就学に支障があると認めた者  
(援助費目)

第4条 就学援助費目は、次に掲げるものとする。

- (1) 学用品費等
  - (2) 校外活動費
  - (3) 体育実技用具費
  - (4) 新入学児童生徒学用品費等
  - (5) 通学費
  - (6) 修学旅行費
  - (7) 学校給食費
  - (8) 医療費
  - (9) P T A会費
  - (10) 生徒会費
  - (11) クラブ活動費
  - (12) 災害共済費
- (支給対象経費)

第5条 援助費の支給対象経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 第2条第1号に規定する者 前条第1号から第12号までの費目
  - (2) 第2条第2号及び第5号に規定する者 前条第1号から第4号まで、第6号及び第9号から第11号までの費目
  - (3) 第2条第3号に規定する者 前条第7号、第8号及び第12号の費目
  - (4) 第2条第4号に規定する者 前条第1号から第11号までの費目
- 2 前項の規定にかかわらず、就学予定者の保護者へ支給する援助費の支給対象経費は、前条第4号の費目に限るものとする。

(就学援助費の額)

第6条 就学援助費の額は、予算の範囲内で教育委員会が別に定める。

(申請)

第7条 就学援助を受けようとする者(第3条第1号に該当する者を除く。)は、毎年度、就学援助申請書に必要事項を記入し、児童生徒の在籍校の校長を経由し、又は直接、教育委員会に提出しなければならない。

(認定及び通知)

第8条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、申請内容を審査の後、認定の可否を決定し、当該申請者に結果を通知するものとする。

2 前項に規定する認定は、当該年度の課税額の確定をもって行うものとする。

(支給時期)

第9条 学用品費等及び学校給食費は、年3回に分け、8月、11月及び3月に支給するものとし、その他の費目については、随時支給するものとする。

(支給方法)

第10条 就学援助費の支給は、申請者の申込みにより、口座振替で行うものとする。ただし、委任に基づいて校長が代理受領することができるものとする。

(目的外使用禁止)

第11条 就学援助費は、目的以外に使用してはならない。

(支給の取消)

第12条 教育委員会は、前条の規定に違反したとき、虚偽の届出をしたとき又は認定の要件に該当しなくなったときは、認定を取り消すことができる。

(返還)

第13条 教育委員会は、取消し又は対象となる児童生徒の長期欠席等により就学援助費の過払いが生じた場合には、これを返還させるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。